

「里親」でつなぐ、はぐくむ、こどもの未来

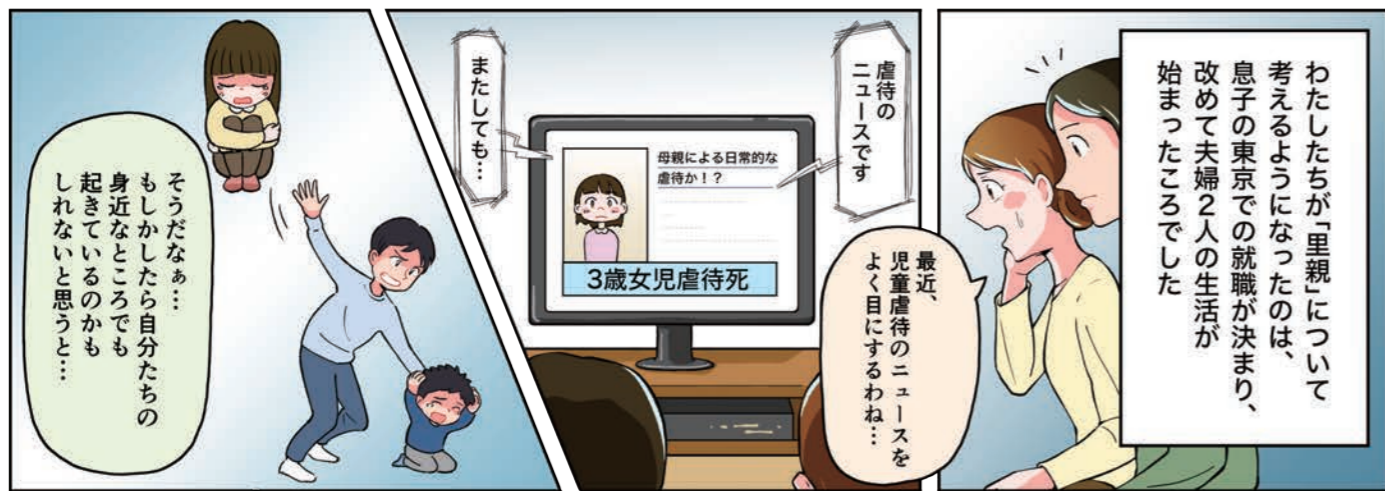


わたしのかぞく

さまざまな事情で、家庭のぬくもりを必要としている子どもたち。わたしたちにも、できることがあるんです



「里親」って特別なこと...
と思っ...いませんか？



「里親登録」までのステップ

1 相談

児童相談所や里親支援センターに相談。里親の条件や手続きなどを説明。



2 研修の受講

児童養護施設や乳児院での実習を含む6日間の研修を受講。



3 里親申請書の提出

里親になることを希望する場合、各種申請書を児童相談所へ提出。



4 家庭訪問調査

児童相談所職員が家庭訪問を行い、家庭状況を調査。



5 認定・登録

和歌山県社会福祉審議会の審議を経て、和歌山県知事の認定により登録。



さまざまなサポートがあるので安心!

経済的サポート

子どもを育てるために必要な養育費が支給されます

【例:養育里親の場合】

(里親手当) 1人あたり9万円/月

(生活費) 乳児1人あたり約6万円2千円/月

乳児以外1人あたり約5万3千円/月

※その他、学校に必要な文具やクラブ活動に要する費用なども支給されます。

サポート体制

里親だけで子どもを養育するのではなく、里親と子どもを支える仕組みがあります

■定期的に児童相談所職員や里親支援センター等の職員が家庭を訪問し、一緒に子どもの養育を考えます。

■各市町村の子育て支援サービスを利用することができます。(各市町村の担当へお問い合わせください)

■里親同士が交流できる「里親サロン」も開催されています。

■休息や冠婚葬祭などにより、子どもを一時的に養育できないときは「レスパイト・ケア」を利用することができます。

里親Q&A

Q1. 誰でもなれるのでしょうか?

A. 里親になるために特別な資格は必要ありません。所定の研修や実習を受けていただき、子どもの養育に理解・熱意と豊かな愛情をもっていただける方であれば里親になることができます。

Q2. 登録までに費用はかかりますか?

A. 里親登録手続きや、研修受講に費用はかかりません。ただし、研修を受講する場合の交通費等については申請者にご負担いただけます。

Q3. 共働きでも問題ないですか?

A. 子どもの養育に支障のない範囲での共働きは問題ありません。必要に応じて、保育所や放課後児童クラブなども利用できます。

里親VOICE



富松 伸六さん・紀子さん

ある日、児童相談所から電話があり、乳児院にいる男の子に会いに行くことになりました。最初は短時間の面会から始まり、やがて外出や外泊を経て、数ヶ月後に我が家は、2歳半の男の子を中心としたにぎやかな家庭へと変わりました。

「里親は、苦勞が多くて大変でしょう。素晴らしい活動ですね」と激励されます。確かに苦勞もあり、大変なこともあります。それ以上に、子どもと関わることで喜びや楽しみを、子ども達から与えてもらっています。血は繋がってなくても、親子として、家族として普通の生活をして、家庭の温もり、親の愛情を受けて生きる喜びを味わい感じながら、心豊かな人間に成長してもらいたいと願っています。

不器用な夫婦ですが、いろいろなサポートを受けながら仲良く子育てをがんばっています。

問い合わせ先

●中央児童相談所

和歌山市毛見1437-218

TEL.073-445-5312

●紀南児童相談所

田辺市新庄町3353-9

TEL.0739-22-1588

●紀南児童相談所新宮分室

新宮市緑ヶ丘2-4-8

TEL.0735-21-9634

●里親支援センター「なでしこ」

岩出市川尻115-21

TEL.0736-67-7584

●里親支援センターほっと

田辺市城山台5-1

TEL.0739-34-2735

(発行元)



和歌山県共生社会推進部こども家庭局こども支援課
和歌山市小松原通1-1 TEL.073-441-2490



里親制度とは

子どもが健やかに成長していくためには、あたたかい家庭が必要です。しかし、親の虐待や病気等の理由により自分の家庭で暮らすことのできない子どもが和歌山県内に約300人います。このような子どもたちを、児童福祉法に基づいて、里親の家庭であたたかい愛情と理解を持って育てていただく、子どもの福祉を保障する制度です。



さまざまな「里親」のスタイルがあります

乳幼児から中高生まで、さまざまな理由で里親委託を必要とする子どもがおり、委託期間は数日から十数年まであります。

週末里親

お正月や長期休み、週末などに数日から1週間程度、子どもを家庭に迎える里親。

養育里親

さまざまな事情で、家族と暮らせない子どもに対して、一定期間自分の家庭に迎え入れて養育を行う里親。実親の状況により、途中で元の家庭に戻ることもあります。

養子縁組里親

養子縁組または特別養子縁組によって、法的に親子になることを希望する里親。

